

議案第146号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	市長	身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）がある者の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
---	----	---

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

身体障害等がある者の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務の処理に関して個人番号を利用することができることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人番号の利用等に関する条例（抄）

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	省 略	省 略
2	市長	身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）がある者の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
<u>2</u> 3	省 略	省 略
<u>3</u> 4	省 略	省 略
<u>4</u> 5	省 略	省 略